

浜田防衛大臣

- ・「自衛官の国会での答弁というのは、私自身はあり得べしというふうに思っている。」

平成 20 年 12 月 16 日外交防衛委員会

河野統幕長

- ・「基本的には文官（背広組）だが、国会から『統幕長出てこい』ということであれば、当然出て行かなきやいけない。」

平成 27 年 2 月 26 日 記者会見にて

- ・「憲法は高度な政治問題なので、統幕長の立場で申し上げるのは適当ではない。 一自衛官として申し上げるなら、自衛隊の根拠規定が憲法に明記されることになれば非常にありがたいと思う。」

平成 29 年 5 月 23 日 日本外国人特派員協会での記者会見にて

日本国憲法

- ・第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

自衛隊服務規程

- ・宣誓:私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもつて専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。

制服組のトップ 「答弁に出なきや」

防衛省改編、要請あれば

自衛隊の制服組トップ・河野克俊統合幕僚長が26日の記者会見で、今後の国会答弁について「基本的に文官(背広組)だが、国会から『統幕長出てこい』ということであれば当然出て行かなきゃいけない」と述べた。文官の組織を、制服組(自衛官)の組織に一本化する組織改編に伴うものだ。制服組の答弁は半世紀以上例がない。

制服組は自衛隊創設直後には何度も国会で答弁していた。だが、1959年に当時の航空幕僚長が戦闘機選定問題に関して参院内閣委員会で答弁したのを最後に途絶え、現在は防衛相や副大臣ら政治家のほか、背広組が担当する。防衛省によると「(背広組の)局長が答弁するのはあくまで慣例。制服組が答弁してはならないという決まりはない。国会からの要請もなかった」という。(三輪さち子)

閉じる

2017.3.9 08:29

【安倍日誌】8日（水）

【午前】8時39分、公邸発。40分、官邸着。48分から9時4分、野上浩太郎官房副長官。53分、官邸発。55分、国会着。56分、参院議長応接室に入る。57分、同室出る。参院本会議場に入る。58分から10時、麻生太郎副総理兼財務相。1分、参院本会議開会。11時37分、参院本会議散会。参院本会議場出る。38分、国会発。40分、官邸着。

【午後】0時3分から33分、政府与党連絡会議。2時20分から50分、岩手日報社の川村公司編集局長、河北新報社の鈴木素雄編集局長、福島民報社の早川正也編集局長、福島民友新聞社の菊池克彦編集局長によるインタビューア。4時5分から50分、奥田紀宏駐サウジアラビア大使、外務省の秋葉剛男外務審議官、上村司中東アフリカ局長。58分から5時35分、谷内正太郎国家安全保障局長、北村滋内閣情報官、石兼公博外務省総合外交政策局長、防衛省の前田哲防衛政策局長、河野克俊統合幕僚長。36分から46分、和泉洋人首相補佐官、佐藤一雄水産庁長官、定塚誠法務省訟務局長、高橋憲一防衛省整備計画局長。6時31分、公邸発。32分、官邸着。自民党の竹下亘、公明党の大口善徳両国対委員長らと会食。7時50分、全員出る。

©2017 The Sankei Shimbun & SANKEI DIGITAL All rights reserved.

平成29年6月6日 外交防衛委員会 民進党・新緑風会 藤田幸久
産経ニュース (平成29年3月9日付)



水産庁長官 殿

防整提第 2981 号
29.3.10

防衛省整備計画局長



沖縄県漁業調整規則第 39 条の解釈について（照会）

水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき制定され、同条第 7 項の規定に基づく農林水産大臣の認可を受けた沖縄県漁業調整規則（昭和 47 年沖縄県規則第 143 号）第 39 条第 1 項に定める「漁業権の設定されている漁場内」の解釈について、別添 1 から別添 3 までのとおり沖縄県知事等と沖縄防衛局長との間でやり取りがなされたところ、下記のとおり解釈して支障ないか確認をしたいので、至急御回答下さるようお願いします。

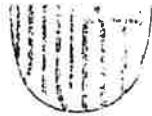
記

沖縄県漁業調整規則第 39 条第 1 項においては、「漁業権の設定されている漁場内」において岩礁の破碎又は土砂若しくは岩石の採取を行うためには、知事の許可を受けなければならない旨規定されている。

漁業権の設定されている漁場内のうちの一部の区域について、当該漁業権が、法定の手続である漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 31 条の規定に基づく組合員の同意及び水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 50 条の規定に基づく特別決議を経て放棄された場合、漁業法第 22 条の規定に基づく漁業権の変更の免許を受けなくても当該漁業権は消滅していることから、沖縄県漁業調整規則第 39 条第 1 項に定める「漁業権の設定されている漁場内」に当たらない。したがって、当該区域内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする場合には、同項に定める知事の許可を受ける必要はない。

- 添付書類： 1 農水第 2338 号（平成 29 年 2 月 3 日）
2 沖防第 609 号（29.2.9）
3 農水第 2444 号（平成 29 年 2 月 15 日）

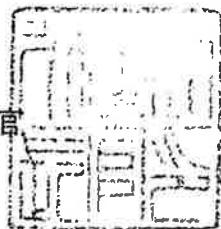




28水管第2332号
平成29年3月14日

防衛省整備計画局長殿

水産庁長官



29.3.10付け防整提第2981号で照会があった事項について以下のとおり回答する。

記

沖縄県漁業調整規則（昭和47年沖縄県規則第143号）第39条第1項に対応している都道府県漁業調整規則例（平成19年8月30日付け19水管第1589号水産庁長官通知）第45条第1項においては、「漁業権の設定されている漁場内」において岩礁の破碎又は土砂若しくは岩石の採取（以下「岩礁破碎等」という。）を行うためには、知事の許可を受けなければならない旨規定されている。

漁業権の設定されている漁場内のうちの一部の区域について、漁業権が、法定の手続である漁業法（昭和24年法律第267号）第31条の規定に基づく組合員の同意及び水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第50条の規定に基づく特別決議を経て放棄された場合、漁業法第22条の規定に基づく漁業権の変更の免許を受けなくても漁業権は消滅し、当該区域は、「漁業権の設定されている漁場内」に当たらず、岩礁破碎等を行うために許可を受ける必要はないと解される。

当庁においては、上記解釈の下、沖縄県漁業調整規則を認可したところであり、沖縄県漁業調整規則の解釈・運用についても、上記の解釈を前提に行われる必要があると考えている。

面会記録一覧表(2016年1月1日~)

	和泉 首相補佐官	佐藤 水産庁長官	定塙 法務省訟務局長	(真部→高橋) 防衛省整備計画局長	左記以外に氏名が掲載されている者
2016/2/2	○	○	○	○	山田滝雄 外務省国際協力局長
2016/2/18	○				(同席者) 門間大吉 財務省国際局長 寺沢達也 経済産業省貿易経済協力局長
2016/3/16	○				吉岡てつを 内閣官房国際感染症対策調整室長 梨田和也 外務省南部アジア部長
2016/4/4	○		○	○	黒江哲郎 防衛事務次官
2016/4/14			○	○	黒江哲郎 防衛事務次官
2017/4/27					長嶋安政 外務省国際協力局長 山田滝雄 地球規模課題審議官
2016/5/9	○				相星孝一 財務省理財局長 佐川宣寿 外務省国際協力局長
2016/7/25	○				奥田哲也 国土交通省鉄道局長 佐藤善信 国土交通省航空局長
2016/9/15	○				石原伸晃 経済再生担当相 柳瀬唯夫 経済産業省経済産業政策局長
2016/11/7	○				
2016/12/6			○	○	
2017/1/11	○				【16:32~16:52】 萩生田光一 官房副長官 秋葉剛男 外務審議官 金杉憲治 外務省アジア大洋州局長 等 【16:53~17:22】上記のほか、 片瀬裕文 経済産業審議官 等 眞部朗 防衛審議官 等
2017/2/1				○	森健良 外務省北米局長 木山繁 内閣官房参与
2017/2/21	○			○	山田滝雄 外務省国際協力局長 渡辺秀明 防衛装備府長官
2017/2/23				○	黒江哲郎 防衛事務次官 渡辺秀明 防衛装備府長官
2017/3/3				○	黒江哲郎 防衛事務次官 渡辺秀明 防衛装備府長官
2017/3/8	○	○	○	○	
2017/4/7			○	○	
計 (3/8以外)	9回	0回	4回	8回	

平成29年6月6日 外交防衛委員会 民進党・新緑風会 藤田幸久

藤田幸久事務所作成資料

6

29.5.24
防衛省

7

沖縄等米軍基地問題議員懇談会
「2017年度第4回総会」
防衛省関係質問項目

1. 米政府会計検査院の連邦議会向け報告書について

(1) 報告書において、滑走路長が短いことは機能上の欠陥であり、緊急事態に対処できること等が示されており、埋立理由が成り立っていないと考えられるがどうか。

(回答)

御指摘の報告書における記載は承知していますが、その内容の逐一について、政府としてコメントする立場にはありません。

その上で申し上げれば、普天間飛行場代替施設の滑走路長については、日米両政府で合意されているものです。

(2) 普天間飛行場代替施設が完成して普天間飛行場が閉鎖された場合、普天間飛行場の機能のうち、有事の際の固定翼機の緊急着陸場という機能は、代替施設で担うことになるのか。それとも沖縄や日本国内において別の滑走路を探すことになるのか。

(回答)

普天間飛行場代替施設に移転するのは、これまで普天間飛行場が有してきた機能のうち、「オスプレイなどの運用機能」のみです。

普天間飛行場代替施設においては、現在の普天間飛行場の滑走路長に比べて大幅に短縮されていることから、大型の固定翼機の運用を前提としていません。

このため、沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画(平成25年)において、「普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善」が普天間飛行場の返還条件とされておりますが、現時点で、この点について具体的に決まったものがあるわけではありません。

【国外、県外への移設が適切でないことについて】

- ・中国の軍事力の近代化や活動の活発化など厳しさを増す現在のわが国周辺の安全保障環境の下、在沖海兵隊を含む在日米軍全体のプレゼンスや抑止力を低下させることはできないこと、特に、在日米軍の中でも唯一、地上戦闘部隊を有している在沖海兵隊は抑止力の一部を構成する重要な要素であること
- ・潜在的紛争地域に近い又は近すぎない位置が望ましいこと、また、沖縄は戦略的な観点からも地理的優位性を有していること
- ・米海兵隊は、司令部、陸上・航空・後方支援部隊を組み合わせて一体的に運用する組織構造を有し、平素から日常的に各構成要素が一体となり訓練を行うことで優れた機動力・即応性を保ち、武力紛争から人道支援、自然災害対処に至るまで幅広い任務に迅速に対応する特性を有しております、こうした特性や機能を低下させないようにすることが必要であること。例えば、普天間飛行場に所属する海兵隊ヘリ部隊を、沖縄所在の他の海兵隊部隊から切り離し、国外、県外に移設すれば、海兵隊の持つこうした機動性・即応性といった特性・機能を損なう懸念があること
- ・普天間飛行場の危険性を早期に除去する必要があり、極力短期間で移設できる案が望ましいこと